

平成30年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請者募集要項

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

茨城県内の児童養護施設等入所中または退所した方、里親等へ委託中または委託解除となった人の生活基盤の安定と円滑な自立を図るための自立支援資金の貸付け（無利子）を行います。

平成30年度の自立支援資金の貸し付け申請を次のとおり受け付けます。

1 申請受付期間

- (1) 第1期 平成30年 4月5日（木）～ 平成30年 5月31日（木）
- (2) 第2期 平成30年 9月3日（月）～ 平成30年 9月28日（金）
- (3) 第3期 平成30年12月3日（月）～ 平成31年 1月31日（木）

※ 申請書類等は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム、里親若しくはファミリーホームを通して上記募集期間内に、茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

2 貸付金の種類、貸付額等、貸付対象者等

貸付金の種類	貸付額・貸付期間	平成30年度貸付対象者
生活支援費	- 貸付額は月額5万円以内 - 貸付期間は大学等に在学する期間（※正規の履修期間であること）	○ 平成30年3月1日から、平成31年1月末日までに、茨城県内の児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）を退所した人又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された人のうち、大学、高等専門学校、専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する人（以下「進学者」といいます。）
家賃支援費	- 貸付額は1ヶ月当たりの家賃相当額（管理費・共益費含む） ※上限額：住居が県内水戸市、取手市、土浦市、日立市、古河市の場合は35,400円 その他市町村は34,000円又は30,000円 - 貸付期間 ① 進学者は大学等在学期間 ② 就職者は退所又は委託解除後2年を限度として就労している期間	① 上記の進学者 ② 平成30年3月1日から平成31年1月末日までに、茨城県内の児童養護施設等を退所した人又は里親等委託を解除された人のうち就職している人（以下「就職者」といいます。）
資格取得支援費	- 資格取得に要する費用の実費（上限25万円） ※児童入所施設措置費（特別育成費）の資格取得等特別加算が支弁される場合は、その額を控除した額を実費と見直します。	○ 平成30年4月から平成31年3月末日までの間、茨城県内の児童養護施設等入所中又は里親等委託中の者で就職に必要な資格の取得を希望する人及び退所または解除後4年以内の進学者（以下「資格取得希望者」といいます。）

3 申請手続きと提出書類等

申請者ご本人が「自立支援資金貸付申請書」を作成、申請に必要な書類を揃え、児童養護施設等の長又は里親等を通して茨城県社会福祉協議会へ提出してください。

	提出書類	様式等	留意事項・添付書類等
申請者全員	①申請チェックリスト	—	・必ず提出してください。
	②自立支援資金貸付申請書	第1号様式	・申請者本人が自筆で記入して下さい。 ・連帯保証人1名（所得証明書類、印鑑登録証明書添付） ※どうしても見つからない場合は、連帯保証人なしでも申請可能です。
	③推薦書	第2号様式	・児童養護施設等の長又は里親等が作成してください。 ※連帯保証人が立てられない場合は、備考欄にその旨記載して下さい。
	④申請者の住民票謄本	—	・申請者の住民票謄本（3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの） ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u>
	⑤課税（非課税）証明書等	—	・申請者及び住民票謄本に記載された18才以上の世帯員の、直近の県民税市町村民税県民税協賛確認できる市町村が発行する証明書（3ヶ月以内に発行された所得の種類・額、市町村県民税状況が記載されたもの）
	⑥措置解除または委託解除通知の写し/資格取得希望者の場合は措置（委託）通知の写し	—	・児童相談所長が発行した通知の写しを添付
	⑦他の奨学金・修学資金等の貸付金がある者	—	・奨学金・貸付金の内容等を確認できる書類を添付して下さい。
進学者	※連帯保証人がたてられない場合は、次ア・イ・ウのいずれかを添付		
	ア「保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であることの意見書」	別記様式	・児童相談所長の意見が記載され、児童相談所長印が押印されているもの
	イ大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写し	—	
	ウ就職支度費特別基準申請書の写し	—	
就職者	⑧在学証明書及び学生証の写し	—	・在学する大学等が発行する在学証明書（原本）と学生証のコピー
	⑨家賃額が確認できる書類	—	・家賃額が確認できる書類（契約書等の写し）
資格取得希望者	⑩雇用証明書	第3号様式	・勤務先において作成 ※事業所等の代表者印が押印されているもの
	⑪家賃額が確認できる書類	—	・家賃額が確認できる書類（契約書等の写し）
	⑫資格取得に要する経費が確認できる書類	—	・資格取得に要する経費が記載された見積書、領収書等 ・既に取得した資格の場合は証書等の写し
	⑬特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の写し等	—	・該当者は加算額がわかる書類を添付

4 貸付の決定・交付

- (1) 提出された申請書類等は、審査のうえ、自立支援資金貸付けの適否を決定し、結果を通知するとともに、貸付契約に必要な自立支援資金借用証書、振込口座申込書等を送付しますので、定められた期間に県社協へ 提出し、貸付契約を締結してください。
- (2) 自立支援資金は、貸付契約を締結後に指定された口座（ゆうちょ銀行を除く）に、原則として年4回（4月、7月、10月、1月）口座振込により、自立支援資金を交付します。

5 貸付金の返還免除について

進学者については大学等を卒業後1年以内に就職し引き続き5年間就業を継続したとき、就職者については児童養護施設等を退所後就職し5年間引き続き就業を継続したとき、資格取得希望者は児童養護施設等を退所後就職し2年間引き続き就業を継続したとき、自立支援資金の返還債務が免除されます。

6 貸付金の返還について

自立支援資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（返還開始が猶予されたときは、この期間と猶予された期間を合算した期間）内に、月賦、半年賦の均等払い、または一括払いの方法により返還していただきます。

7 連帯保証人、法定代理人について

貸付申請の際、連帯保証人を1名たてていただくこととなっておりますが、どうしても見つからない場合は、連帯保証人がいなくても申請可能です。

また、貸付決定後の契約を行う際に、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面で同意をいただくこととなりますが、同意が得られないやむを得ない事情がある場合には、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、法定代理人の同意がなくても申請可能です。

8 お問い合わせ及び書類の提出先

茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（修学資金担当）

（所在地）〒310-8586

茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3階

（電話番号）029-350-8366

※平日午前9時から12時、午後1時から5時まで

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（修学資金担当）

【電 話】 029(350)8366 （直通）

【FAX】 029(244)4652

【所在地】 〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地

茨城県総合福祉会館 3 階

※土日・祝及び年末年始は休みです。

※提出書類の様式等は茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロード可能です。

ホームページ



<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

